

ニュースリリース

交通事故の被害で相談実績 30,000 人突破のアディーレが
弁護士 110 名以上の連名で厚生労働省・国土交通省に意見書を提出。
軽度外傷性脳損傷、脳脊髄液減少症での真の救済を求めて。

より身近なリーガル・サービスを目指す弁護士法人アディーレ法律事務所（東京都豊島区、代表弁護士：石丸幸人、以下アディーレ）は、所属するすべての弁護士・司法書士（総勢 110 名以上）の連名で軽度外傷性脳損傷、ブラッドパッチ療法および脳脊髄液減少症に関する意見書を厚生労働省・国土交通省に提出いたしました。

■軽度外傷性脳損傷、脳脊髄液減少症の補償・治療に関する問題点

「軽度外傷性脳損傷」（MTBI）は、意識障害や記憶の喪失などにより、生活に大きな影響を与える病気です。頭部への衝撃や、むち打ちが発端となることから、交通事故が原因のひとつになっています。しかし、MRI などの画像検査で異常が見つかりにくく、自賠責保険における後遺障害等級の認定基準にも含まれていないため、適切な補償を受けることができないケースが多くあります。

また、交通事故などで負った外傷が原因で脳脊髄液が漏れ続け、頭痛、腰痛、めまいなどの症状がみられる「脳脊髄液減少症」では、いまだに診断基準が定まっておられません。有用性が認められているブラッドパッチ療法は保険適用外です。治療費が賠償金で賄われることはほとんどなく、適切な治療を受けるには高額の治療費を自己負担しなければなりません。

軽度外傷性脳損傷、脳脊髄液減少症の救済は不十分と言わざるを得ないのが現状です。

■交通事故の被害に遭われた方々の真の救済を目指して

本日、軽度外傷性脳損傷、脳脊髄液減少症およびブラッドパッチ療法に関する意見書を、代表弁護士・石丸幸人を筆頭に所属するすべての弁護士・司法書士（総勢 110 名以上）の連名で厚生労働省・国土交通省に提出いたしました。アディーレでは、交通事故の被害で 30,000 人以上の方からのご相談に対応してきた法律事務所として、被害者の方々を広くサポートする使命があると考えており、意見書の提出には、軽度外傷性脳損傷、脳脊髄液減少症を患った方が適切な補償・治療を受けられる環境を求める強い思いが込められております。



今後も、適切な補償・治療や受けられる環境づくりに力を注ぎ、交通事故の被害者の真の救済に取り組んでまいります。

「軽度外傷性脳損傷者に関わる自賠責等級認定基準及び労災認定基準の改正を求める意見書」概要

1. 交通事故により軽度外傷性脳損傷になった場合、自賠責の等級が認定されるよう、自賠責の等級認定基準を改正すること
2. 軽度外傷性脳損傷のため働けない場合、労災の障害（補償）年金が支給できるよう、労災認定基準を改正すること
3. 自賠責の等級認定基準及び労災認定基準の改正にあたっては、画像に代わる外傷性脳損傷の判定方法として、他覚的・体系的な神経学的検査方法を導入すること

「ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書」

1. ブラッドパッチ療法の治療基準を速やかに定め、保険適用にすること
2. 「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」においては、早期に脳脊髄液減少症の診断基準及び治療指針（ガイドライン）を定めること

【弁護士法人アディーレ法律事務所】

2004年10月創立。アディーレとはラテン語で“身近な”の意味を持つ言葉で、「弁護士をより身近な存在に」という理念の下、債務整理・交通事故の被害・労働トラブル・刑事事件・離婚問題・B型肝炎の給付金請求など、日常生活で起こり得る法律トラブルの解決にあたっています。特に交通事故の被害では、依頼者の方をトータルサポートしているほか、「あしながおじさん募金箱」を通じての寄付など、支援・啓蒙活動を積極的に実施しております。弁護士110名以上を含む総勢700名以上が在籍し、交通事故の被害に関する相談実績は30,000人以上。国内最多の全国59拠点を構え日本最大のネットワークを持つ法律事務所として各地域に根を張り、皆さまのご相談に対応しております（2014年12月時点）。また、「土日祝日も休まず朝10時から夜10時まで」や「ご相談は何度でも無料」をはじめ、「プライバシーマーク」の取得、「無料駐車場」の全拠点完備、「キッズスペース」の設置など、ご相談しやすい環境づくりに取り組んでおります。代表弁護士の石丸幸人、パートナー弁護士の篠田恵里香、全国各拠点の弁護士はテレビやラジオ、Webサイトなど、さまざまなメディアに出演しております。

【関連リンク URL】

<http://www.adire.jp/>

<本件に関するお問い合わせ先>

TEL:03-5950-0268 FAX:03-5950-0276

弁護士法人アディーレ法律事務所 広報部

〒170-6033 豊島区東池袋 3-1-1 サンシャイン 60